

平成三十年三月十五日提出
質問第一四八号

国有畦畔の取扱いに関する質問主意書

提出者
末松義規

国有畦畔の取扱いに関する質問主意書

財務省が「国有畦畔」と称し、国有財産として取り扱っているものについて、次の事項について質問する。

- 一 「国有畦畔」の具体的な定義及びその根拠は何か。
- 二 「国有畦畔」が国有財産であることについて、具体的な「法令の規定」は何か。

国有畦畔の問題は、財務省のみではなく、法務省及び会計検査院も関与しているものである。右質問する。